東串良町告示第65号

東串良町森林炭素マイレージ交付金交付要綱を次のように定めた。

令和3年6月10日

東串良町長 宮原 順

東串良町森林炭素マイレージ交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島県が定める「かごしまCO2吸収量等認証制度実施要綱」に基づき認証される、CO2の吸収・固定・削減量に応じてインセンティブを付与することにより、更に森林吸収源対策の取組を促進することを目的として交付する東串良町森林炭素マイレージ交付金(以下「交付金」という。)に関し、東串良町補助金等交付規則(平成元年東串良町規則第8号。以下「規則」という。)に定めるほか、必要な事項を定める。

(交付対象経費及び交付金の額等)

- 第2条 交付金の交付対象経費及び交付金の額、交付対象者は、別表1のとおりとする。 (交付金の交付申請)
- 第3条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績書(第2号様式)
 - (2) 収支精算書(第3号様式)
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項第3号のその他町長が必要と認める書類は、別表2のとおりとする。
- 3 交付申請の提出期限は、町長が別に定める日までとする。 (交付金の交付の決定及び確定の通知)
- 第4条 町長は前条の交付金交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る書類の審査、 調査等を行い、交付金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに交付金の交 付を決定及び交付額の確定を行うものとし、その旨を交付金交付決定及び交付確定通知 書(第4号様式)により通知するものとする。

(交付金の交付)

- 第5条 町長は、交付金の交付を決定する場合、精算払いにより交付することができるもの とする。
- 2 前条の規定による通知を受けた者は、交付金の交付を受けようとするときは、交付金交付請求書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付の条件)

- 第6条 規則第5条第2項の条件は、下記のとおりとする。
 - (1) 交付対象者は、この要綱に従わなければならない。
 - (2) 交付金により取得し、又は効用の増加した財産である物品等については、事業完了

後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(3) この交付金にかかる収入、支出を明らかにした帳簿、支出経費の証拠書類又は証拠物を、事業終了の翌年度から起算して5年間備え、及び整理保管しておかなければならない。

(交付金の返納)

第7条 交付金交付申請書及びその他関係書類に虚偽の記載があったとき、この要綱の趣旨以外の事業経費に使用したとき、その他この要綱及び規則の規定に違反したとき町長は交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返納を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附目

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

別表1 (第2条関係)

別表1(第2条関係	Ī	rition des	
交付金の交付の	交付対象経費	交付金の額	交付対象者
対象となる事業			
C O 2 吸収	森林吸収源対策に寄	交付対象経費と認	交付金を申請しようとする年度及びその
	与する以下の行為に	証を受けた吸収量	前年度に、県からCO2吸収量認証を受け
	係る経費 (領収書等で	(1 t-CO2)当た	た企業、NPO法人、森林ボランティア団
	単価や費用, 仕様等が	り3,000円を乗	体、その他町長が適当と認める団体等
	確認できる経費に限	じた額のいずれか	(ただし、県のCO2 認証の対象となった
	る。)	低い額	行為に対し、他の補助金の交付を受けて
	1 森林の維持管理		いる場合は除く。)
	費(過去5年以内に施		
	業等を実施したもの		
	に限る。)		
	2 企業等のCSR		
CO2固定	活動費(森林の循環利	交付対象経費と認	交付金を申請しようとする年度及びその
	用を促進するものに	証を受けた固定量	前年度に、県からCO2固定量認証を受け
	限る。)	(1 t - C O 2) 当	た東串良町内の木造建築主(ただし、県の
	3 照明設備のLE	たり4,500円を	CO2 認証の対象となった行為に対し、他
	D化	乗じた額のいずれ	の補助金の交付を受けている場合は除
	4 県産材木製品の	か低い額	⟨。)
	購入		
	***・* 5 庭木(木本類)の		
	購入		
 CO2排出削減	6 木質バイオマス	 交付対象経費と認	交付金を申請しようとする年度及びその
	の調達	証を受けた固定量	前年度に、県からCO2排出削減量認証を
	7 木質バイオマス	(1 t - C O 2) 当	受けた事業者、公共施設管理者等(ただ
	ボイラー維持費	たり4,500円を	し、県のCO2 認証の対象となった行為
	(但し、機器のメンテ	乗じた額のいずれ	し、紫のし02 認証の対象となりた行為 に対し、他の補助金の交付を受けている
	ナンス費用に限るも		に対し、他の補助金の交付を受けている 場合は除く。)
	のとする。)	か低い額	物口 (よ)がへ。/
	8 その他町長が認め 		
	たもの。		

別表2 (第3条関係)

交付金の交付の対象となる事業	町長が必要と認める書類	
C O 2 吸収	○認証書の写し	
	○必要に応じて以下の書類を添付すること。	
C 0.0 円 ウ	・カタログ	
CO2固定	・位置図	
	・図面(対象箇所のわかるもの)	
CO2排出削減	・写真	
	・領収書等の写し (単価や費用が確認できるもの)	